

ふぁー夢 in 日置

(編集発行) 鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課 (日置市駐在)

〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1 日置庁舎別館2階

TEL: 099-273-3113 FAX: 099-272-2040

関連ホームページ: <http://www.pref.kagoshima.jp/chiki/kagoshima/sangyo/nougyou/index.html>

(令和元年12月発行)

将来に向けて地域の農地について考えよう!

将来の農地利用について、地域で話し合いを進めましょう

農業就業者の減少や高齢化が急激に進行する中で、地域では、耕作放棄地の増加など農業生産構造のぜい弱化が進んでいます。これから地域の担い手が農業を進める中で、効率的な農地利用は不可欠になってきています。農村景観や防災の面からも、地域で農地をどう利用していくか、農業者だけでなく地域で話し合いを進めていくことが重要です。

1 未来の設計図「人・農地プラン」の作成に向けて

国では、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」である「人・農地プラン」の作成を進めています。

今年度から、より具体的に人・農地プランを推進するため、「人・農地プランの実質化」として、「アンケートの実施」、「現状把握(地図化)」、「将来方針の決定」の3要件を満たすこととしています。地域で取組がなされる際は、話し合い活動に積極的に参加しましょう。



人・農地プラン作成の手順

1 アンケートの実施

対象地区の相当部分について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査を行います。

2 現状把握

対象地区において、アンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を地図により把握します。

3 将来方針の作成

対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を決めます。

2 みんなで地域農業を守る集落営農組織も検討しましょう

日置地域では、個々の担い手農家だけでは耕作できない地域の農地を守るため、集落営農を組織している地区もあります。

ここでは、9月に法人化した、いちき串木野市川南地区の「農事組合法人夢ファーム大里」を紹介します。

農事組合法人 夢ファーム大里 (いちき串木野市川南地区)

令和元年8月28日(水)、いちき串木野市川北交流センターで、「農事組合法人夢ファーム大里設立総会」が開催され、組合員10人からなる集落営農法人が設立されました。

「夢ファーム大里」は平成28年に営農組織を結成後、農地中間管理事業を活用した農地集積や耕畜連携によるWCS用稲、水田裏作のレタス、麦の栽培など、大区画ほ場の特徴を活かした高収益型の水田営農体系の確立に取り組んできました。今後さらなる発展が期待されます。



地域全体で話し合いを重ね、農地や農業の問題を解決していきましょう。

日置地域地産地消ネットワークの活動紹介

日置地域地産地消ネットワークは、日置地域の直売所や飲食店等13店舗が地産地消の推進と地域産業の振興を目的に活動しています。

☆ 研修会の実施

資質向上のため、研修会に積極的に参加しています。今年度は消費税や食品表示に関する研修会に参加したり、先進地研修を実施しました。



消費税研修に参加



食品表示について演習

☆ 先進地視察研修の実施



加工活動について視察

☆ イベントの実施

平成30年度は、「ひおき冬の味覚たっぷりツアー」と題して、バスツアーを実施しました。日置地域の農産物等を紹介しながら買い物を楽しんでもらったり、観光地めぐり等、日置地域の特産品や観光等をPRする良い機会となりました。

バスツアー参加者から「楽しかった」「食べ物がおいしかった」ととても好評でした。



直売所でいちご狩り



バスツアーで直売所めぐり



今後も消費者に、日置地域の特産品のPR活動や地産地消を推進し、また、地域の活性化に向けて活動が期待されます。

消費税の軽減税率制度に対応しましょう！

10月1日から、消費税率が10%に改正されました。農産物のうち、花きや子牛など、非食料品の売上高や農業用資材等の購入においては、標準税率（10%）が適用されます。一方で、飲食料品として出荷販売するものには、軽減税率（8%）が適用されます。

軽減税率（8%適用）の対象品目

まず、免税事業者の方も含めて、自分の取り扱う農産物等が軽減税率の対象かどうかを知ることが重要です。

軽減税率の対象は、「飲食料品（酒類及び外食を除く）」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」です。

軽減税率（8%適用）	標準税率（10%適用）
<ul style="list-style-type: none"> ● 米 ● 酒米 ● 野菜 ● 果物 ● 花（食用） ● 製菓材料の種子 ● 食肉 ● 農家レストランの弁当の「持ち帰り販売」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 飼料用米 ● 種もみ ● 日本酒 ● 花（観賞用） ● 栽培用の種子 ● 苗木 ● 肉用牛などの生きた家畜 ● 農家レストラン内での飲食（外食） ● ケータリング（相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供）
<ul style="list-style-type: none"> ● 送料（農産物価格に含まれている場合） ● 包装代（農産物価格に含まれている場合） ● いちご狩りで採ったいちごを土産用に販売 	<ul style="list-style-type: none"> ● 送料（農産物と別に請求する場合） ● 包装代（農産物と別に請求する場合） ● いちご狩りの入園料 ● 販売等手数料

軽減税率対象の飲食料品は、人の飲用又は食用に供されるもの（食品表示法に規定する食品）です。

（『消費税の軽減税率制度 一般社団法人全国農業会議所』より）

＜軽減税率制度に対応するポイント＞

(1) 取り扱う農産物について、軽減税率の対象になるかどうか知りましょう！

(2) 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度において、農業は第三種事業（みなし仕入れ率70%）になりますが、軽減税率の対象になる飲食料品の譲渡を行う農業については、第二種事業（みなし仕入れ率80%）になります。

(3) 区分記載請求書等保存方式への対応

軽減税率対象の飲食料品等を含む取引においては、領収書や請求書に軽減税率対象品目である旨を印字し、税率ごとに合計した対価の額を記載することが必要になりました。観光農園や直売所を運営している場合は、軽減税率対応レジの導入が必要となる場合があります。

また、現金取引の領収書などで、軽減税率対象品目等の表示がない領収書等を受け取った場合は、事実に基づいて追記することができます。

領収書	
〇〇農園 様	
金額	10,000円※
但	だいこん代として
上記正に領収しました。	
△△農場 代表 △△太郎	
※軽減税率対象品 ←記載のない場合は追記が可	

＜パソコン簿記における対応＞

ア ソリマチ農業簿記をご利用の方は、消費税の軽減税率制度に対応したVer1.1にアップグレードしましょう。

イ Ver1.1の導入後は、売上や経費に係る仕訳事例等について、税率の変更が必要になります。早めに定例記帳会に出席して、消費税率の設定変更に取り組みましょう！

お茶畑の「お知らせ旗」について

鹿児島県茶生産協会では、「安全・安心で、信頼される産地づくり」を目指し、令和2年産の一番茶から「お知らせ旗」の導入・設置に取り組みます。

「お知らせ旗」とは

- 収穫予定日の10日前から、収穫が終わるまで、茶園に、黄色の「お知らせ旗」を設置します。
- ※「お知らせ旗」は、収穫直前であることをお知らせする目印です。

近隣の茶園に「お知らせ旗」が設置された場合

- 「お知らせ旗」が設置された茶園は、収穫が間近ですので、隣接する畑を防除される際には、風向きに留意していただくなど、農薬の飛散防止に御協力ください。

一般社団法人鹿児島県茶生産協会

収穫直前 お知らせ旗

氏名：
連絡先：

黄色の旗が
目印です!!

黄色の「お知らせ旗」を、収穫10日前から収穫が終わるまで茶園に設置し、「収穫直前」であることをお知らせします。

ツマジロクサヨトウにご注意ください

農作物に甚大な被害をもたらす海外飛来性害虫「ツマジロクサヨトウ」が6月末から鹿児島県内の飼料用トウモロコシほ場など数カ所で確認されました。

トウモロコシ、イネ、サツマイモ、野菜類など広範囲な作物を食害し、甚大な被害をもたらすため、国、県、市が連携して、状況把握を行っています。

幼虫が作物の葉、茎、花、果実を食い尽くし、アフリカや中国等では多大なる農作物被害を及ぼしているとの情報もあり、県内農業者の皆さんも同害虫の発生や対策について注意していただく必要があります。

ツマジロクサヨトウの特徴

飛翔距離が長い、
繁殖力が強い



- ・気流に乗って長距離移動する
- ・1回の産卵数は150~200個
- ・生涯産卵数は最大1000個



・幼虫が葉、茎、子実を食害

幼虫の食害による被害



「ツマジロクサヨトウ」と思われたらご連絡ください。